

武蔵野市公民連携に関する運用ガイドライン (公共施設等の整備・管理運営) について

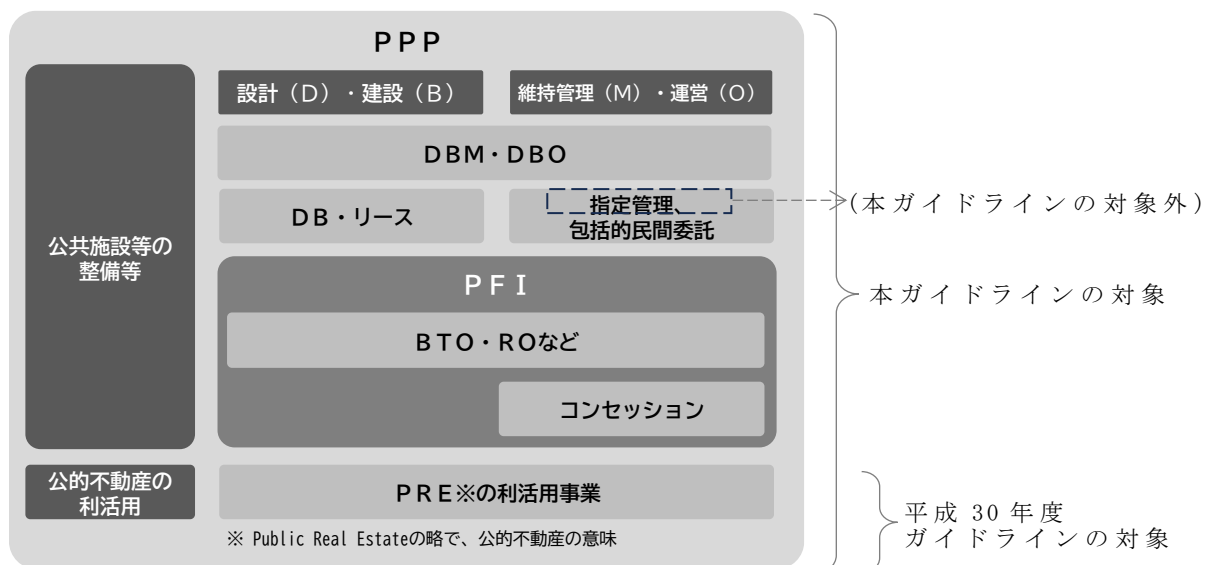
1 作成に至る経過

平成 30 年 3 月	「武蔵野市公民連携（PPP）に関する基本的な考え方及び運用ガイドライン」 ・定期借地権設定（市有地貸付）方式に特化して作成
令和 6 年 3 月	「武蔵野市公民連携（PPP）に関する運用ガイドライン（案）（令和 6 年 3 月暫定版）」 ・武蔵野市 PPP / PFI 手法導入優先的検討に関する要綱の制定に合わせ作成 ・全体プロセスのうち事業手法の検討まで
令和 7 年 3 月	「武蔵野市公民連携に関する運用ガイドライン（公共施設等の整備・管理運営）」 ・PPP / PFI 手法導入決定後の事業化手順を追加

2 ガイドラインの対象範囲

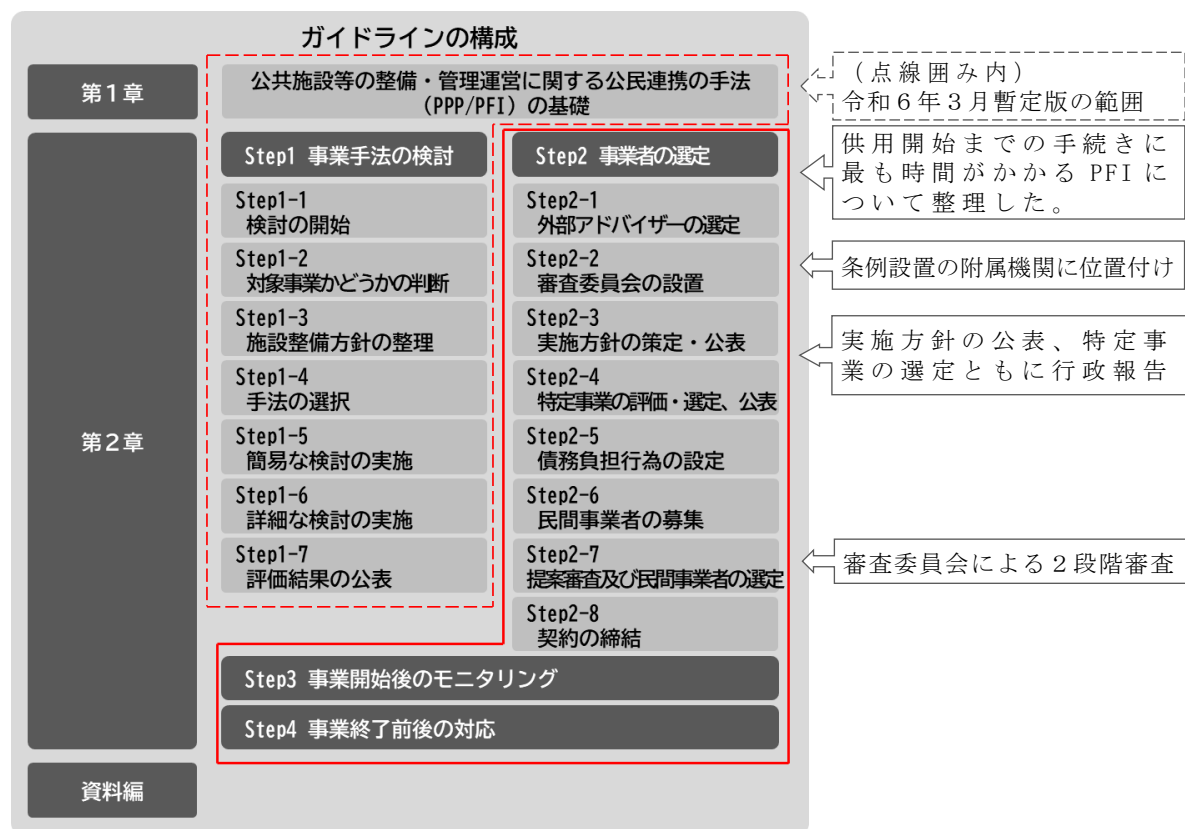
公共施設等の整備・管理運営に関する公民連携の手法（PPP / PFI）は、個別発注されることが多い設計や建設、維持管理、運営など複数の業務をまとめ、性能発注方式を採用することで民間事業者の技術・ノウハウ等を活かす手法である。

民間事業者等が担う業務を「どの範囲でまとめるか」により様々な手法が存在するところ、本ガイドラインは、広くこれらの手法を対象とした。ただし、指定管理者制度については、すでに「指定管理者制度の運用に関する指針」に基づいて運用されているため、本ガイドラインの対象外とした。



次ページあり

3 ガイドラインの構成と令和6年度に整理した内容のポイント



- (1) 本ガイドラインは実務上の標準的な手順や留意点を整理したものである。
- (2) 令和6年度は、特に、PPP/PFI手法の採用を決定した後の事業者の選定等具体的な事業化の手順を整理した。
- (3) 事業化の手順は、供用開始までの手続きに最も時間がかかるPFIについてまとめた。他のPPP手法では、「Step2-4特定事業の選定」は不要とされる。また、PRE（公的不動産）の利活用について、平成30年度ガイドラインの内容を踏襲しつつ、検討初期段階での事業者との対話や外部アドバイザーの選定の可能性を追加した。
- (4) 事業手法の検討（Step1、令和5年度作成）同様、その後の事業化段階でも適宜議会に情報提供することが重要であり、「Step2-3実施方針等公表」「Step2-4特定事業の選定」とともに行政報告することとした。
- (5) 事業者選定に関わる審査委員会は、条例により設置する附属機関とした。
- (6) 武蔵野市PPP/PFI手法導入優先的検討に関する要綱の全面施行に合わせ、令和7年4月1日から運用を開始する。

担当課 総合政策部資産活用課